

出島浄水場浄水発生土有効利用業務委託
プロポーザル実施要領

公表日 令和7年4月25日

1 契約概要

(1) 名称 出島浄水場浄水発生土有効利用業務委託

(2) 場所 和歌山市出島97（出島浄水場）

(3) 目的

本市では、地球環境等に配慮した事業運営の一環として、浄水処理過程で発生する浄水発生土（産業廃棄物）の減量化や有効利用による再資源化に取り組んでいる。

本業務は、出島浄水場で発生する浄水発生土を資源として有効利用することを目的とし、その処理施設まで運搬し処理するものとする。

(4) 業務内容

別紙特記仕様書のとおり

(5) 契約期間 令和7年8月1日から令和8年3月31日まで

2 見積限度額（予定価格）

1 t 当たり13,750円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

処分費と収集運搬費を合計した金額です。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 和歌山市に対し納付すべき市税を納税し、これを完納している者（滞納していない者）であり、なおかつ、その代表者についても同様に完納している者（滞納していない者）であること。

(3) 実施要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、以下に示す基準等に基づく指名停止を受けていない者であること。

ア 和歌山市企業局建設工事等指名停止基準

イ 和歌山市企業局建設工事等暴力団排除に関する措置要綱

ウ 和歌山市企業局物品等調達業者指名停止要綱

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）がなされている者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定後（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む。）、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者にあつては、同法第174

条第1項の規定による再生計画認可の決定後、それぞれ和歌山市企業局の競争入札参加資格の再認定を受けていること。

(5) 実施要領の公表日現在、和歌山市公営企業契約規程（平成17年水道局規程第10号）及び和歌山市物品等調達業者競争入札参加資格審査基準に基づく競争入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

(6) 資格者名簿に登録されている本店（主たる営業所）の所在地が和歌山市内であること。

(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項及び第6項に規定する次にあげる許可を受けている者であること。

ア 産業廃棄物収集運搬業の許可

当該産業廃棄物を積む場所（和歌山県知事又は和歌山市長）と下ろす場所（都道府県知事又は政令市長等）の許可（産業廃棄物の種類：汚泥）

イ 産業廃棄物処分業の許可

当該産業廃棄物の処理施設を設置している場所を管轄する都道府県知事又は政令市長等の許可（産業廃棄物の種類：汚泥）

4 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

イ 上記3参加資格の（2）に示す確認資料

（ア）本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

（イ）消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあっては納税証明書の様式その3の3を、個人にあっては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

ウ 産業廃棄物収集運搬業許可証（当該産業廃棄物を積む場所（和歌山県知事又は和歌山市長）と下ろす場所（都道府県知事又は政令市長等）の許可証）の写し（産業廃棄物の種類：汚泥）

エ 産業廃棄物処分業許可証（当該産業廃棄物の処理施設を設置している場所を管轄する都道府県知事又は政令市長等の許可証）の写し（産業廃棄物の種類：汚泥）

(2) 提出期限 令和7年5月15日（木）17時00分まで（必着）

(3) 提出場所 和歌山市出島97

和歌山市企業局 水道工務部 上・工業用水道管理課 出島浄水場

Tel : 073-471-2404 / Fax : 073-474-6484

E-mail : dejimajosui@city.wakayama.lg.jp

- (4) 提出方法 持参または郵送で提出すること。提出期限後の書類の訂正は認めない。
- ※持参の場合、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く9時00分から17時00分までの間に直接持参するものとする。
- ※郵送の場合、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限必着のこと。

5 プロポーザル参加資格確認通知書の送付

提出された参加資格確認申請書の確認を行い、結果を送付する。

送付予定日 令和7年5月20日（火）（予定）

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和7年5月27日（火）17時00分まで
- (2) 質問方法
所定の書式（様式2）により電子メールにて受付。電子メール以外で提出された質問や期限経過後の質問は一切受け付けない。
- (3) 質問先 上記4（3）に同じ。
- (4) 回答方法
質問者に対して電子メールで回答するとともに、本市ホームページにより公表する。

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
正本1部及び副本10部（副本は写し可）とする。
- ア 企画提案書（A4版、左綴じ、両面2枚（4ページ）以内）
仕様書に掲げる業務内容、下記9評価基準及び配点（1）評価項目に示す内容を含み、わかりやすくまとめて作成すること。
- イ 参考見積書
（ア）任意様式とする。
（イ）見積金額は消費税及び地方消費税の額を除く金額とする。
（ウ）収集運搬及び処分のそれぞれ1t当たりの単価が分かるようにすること。
（エ）宛先は「和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男」とすること。
- (2) 提出期限 令和7年6月9日（月）17時00分まで（必着）
- (3) 提出場所 上記4（3）に同じ
- (4) 提出方法 持参または郵送で提出すること。提出した書類の訂正は認めない。
- ※持参の場合、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く9時00分から17時00分までの間に直接持参するものとする。
- ※郵送の場合、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限必着のこと。
- (5) 提出制限 企画提案書は、1提案者について1件を限度とする。

8 評価方法

プロポーザルの評価は次のとおりとする。

(1) 企画提案評価

参加資格の確認された者から提出された企画提案書について、下記9評価基準及び配点で示す評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(2) 評価結果の通知

評価結果をプロポーザル評価結果通知書（令和7年6月17日（火）送付予定）により通知する。

9 評価基準及び配点

プロポーザルは次の評価基準に基づき評価する。なお、60/100点（6割）を最低点とする

(1) 企画提案評価 100/100点

評価項目	評価の視点	配点
①業務実施体制	・ 処理施設の処理能力 ・ 処理工程やフロー ・ 運搬車両の保有数（総積載量） ・ 処理施設のリスク体制	25
②社会・地域貢献度	・ 循環型経済に配慮した企画提案 ・ 地産地消に配慮した企画提案	20
③事業の安定性	・ 過去の有効利用実績 ・ 過去10年の有効利用割合 ・ 今後10年の受入可能量	15
④許可・認証等	・ IS014001の取得 ・ エコアクション21の取得 ・ 優良産廃処理業者の認定	10
⑤見積価格	見積金額の妥当性 評価点＝配点×（全提案者の参考見積額の最低額/当該提案者の参考見積額）	30
合計		100

(2) 評価結果の最も高い者が複数となった場合は、(1) 企画提案評価の評価項目の配点の高い順（⑤→①→②→③→④の順）の評価により受託候補者を特定する。

10 日程

項目	日程（予定）
公募の開始	令和7年 4月25日（金）
参加資格確認申請書受付	令和7年 5月15日（木） 17時00分まで
参加資格確認通知書送付	令和7年 5月20日（火）
質問の受付	令和7年 5月27日（火） 17時00分まで
企画提案書の受付	令和7年 6月 9日（月） 17時00分まで
評価結果の通知	令和7年 6月17日（火）
契約締結予定日	令和7年 7月 中旬

11 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提案者の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの。
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの。
- (6) 参考見積書の金額が、見積限度額（予定価格）を超過したもの。

12 契約に関する事項

- (1) 前払い制度
適用しない。
- (2) 部分払い制度
適用しない。
- (3) 契約保証金

和歌山市契約規則（平成15年5月30日規則第83号）第32条の規定により契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、同規則第34条各号のいずれかに該当する場合は不納付とする。

- (4) 契約書作成の要否
必要である。

13 その他

- (1) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 本市が配布する資料等は、本プロポーザルに関する事項以外の目的で使用することを禁止する。
- (3) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受

託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、本プロポーザルの目的以外に無断で使用（複製、転記又は転写）しない。なお、提出された書類等は返却しない。

- (4) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出等は認めない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (6) 提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者を特定する。
- (7) 受託候補者と契約にいたらなかった場合は、次点の者と契約交渉をする場合がある。
- (8) 本プロポーザルの実施において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (9) その他本事業の目的を達成するために、より効果的な提案も可能とする。
- (10) 本要領に定めのない事項については、協議の上決定する。